法第二十七条の十一	軌道法第三条の特許に係る部分		
	軌道法第十一条第一項（旅客運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第十九条第一項に規定する事項	軌道法施行規則第十九条第二項に規定する書類
	軌道法第十一条第一項（旅客運賃の変更に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十二条第一項に規定する事由	軌道法施行規則第二十二条第二項に規定する書類
	軌道法第十一条第一項（荷物運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十条第一項及び第二項に規定する事項	軌道法施行規則第二十条第二項に規定する書類
	軌道法第十一条第一項（荷物運賃の変更に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十二条第一項に規定する事由	軌道法施行規則第二十二条第二項に規定する書類
	軌道法第十一条第一項（運輸に関する料金の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十一条第一項に規定する事項	
	軌道法第十一条第一項（運輸に関する料金の変更に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十二条第一項に規定する事由	
	軌道法第十一条第二項（国土交通省令を以て定める料金の設定に係るものに限る。）の届出に係る部分	軌道法施行規則第二十一条第三項に規定する事項	
	軌道法第十一条第二項（国土交通省令を以て定める料金の変更に係るものに限る。）の届出に係る部分	軌道法施行規則第二十二条第三項に規定する事由	